諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和８年３月１０日（令和８年（行個）諮問第９６号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行個）答申第２０６号）
事件名：本人が行った開示請求の処理に関連する文書等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別表に掲げる各文書（以下、順に「対象文書１」ないし「対象文書７」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７６条１項の規定に基づく開示請求に対し、令和７年９月１１日付け京労発基０９１１第４号により京都労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（１）原処分を取り消し、原処分により「開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が含まれており、開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあって、同項第６号に該当することから、これらの情報が記載されている部分」として不開示とされた部分を含めて改めて開示決定を行うとの裁決を求める。

（２）原処分により開示された一連の文書において、

①　令和７年特定月日Ｈ付け特定番号ｅについて、令和７年特定月日Ｍ付け審査請求を経て、特定番号ｋにより、審査請求人にとって不当な不利益処分であったとの事実認定がなされたこと

②　①に関連して、令和７年特定月日Ｈ付け特定番号ｅについて、特定番号ｋにより、情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでもない程度に不当な処分であることが明らかである旨認められたものと解されること

③　令和７年特定月日Ｋ付け特定番号ｈについて、令和７年特定月日Ｍ付け審査請求を経て、令和７年特定月日Ｌ付け特定番号ｉにより、審査請求人にとって不当な不利益処分であったとの事実が判明したこと
④　③に関連して、特定月日Ｋ付け特定番号ｈについて、令和７年特定月日Ｌ付け特定番号ｉと特定番号ｊは一体的な時期に発出されていることから、②同様、厚生労働省本省との協議等を経て、情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでもない程度に不当な処分であることが明らかである旨認められたものであることが強く疑われること
⑤　③④に関連して、令和７年特定月日Ｋ付け特定番号ｈについてのみ、原処分により開示された起案文書において、他の対象文書（特定番号ｂ、特定番号ｅ）とは異なり、不開示とした理由を定めるにあたっての検討過程に係る文書が不自然に含まれていないこと
⑥　①③の不当な不利益処分を行うにあたり、起案者含め集団的意思決定に関与した者は全て現職の京都労働局職員であり、令和７年特定月日Ｈ付け特定番号ｅ（特定番号ｂ）の対象文書を作成した労働基準監督署幹部とは同僚の関係にあるため、同僚意識及び総合労働行政機関たる組織の信用失墜回避を図るため、当該職員が業務に関連して部下との関係で法違反を犯したとの事実認定を避けるにあたり利益を有する立場にあったこと
⑦　①③の不当な不利益処分を行うにあたり、同一の起案者により審査請求人に対して社会通念上礼を失すると言わざるをえない接遇態度が見受けられたこと（令和７年特定月日Ｎ付け特定番号ｌ参照のこと。）
⑧　①～⑦の全てについて、本件審査請求日までに、処分庁及びその関係者らから審査請求人に対し正当な説明等が行われた事実が皆無であること

との事情が認められ、集団的意思決定に関与した京都労働局職員らにより、公正中立な立場の下に誠実な事務処理を経て作成されたものと信ずることが困難と言わざるをえない状況にある。

令和７年９月１１日付け京労発基０９１１第４号記の２「不開示とした部分とその理由」欄後段においては「開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が含まれており、開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあって、同項第６号に該当する」としている。

ところで、同項６号の「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味するものであり、予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に

照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断されるべきものであると解する。

ここで、本件一連の関係手続においては、上記のとおり幹部職員を含めた京都労働局職員らによる集団的な「意思決定の中立性」はもとより機能されているものとは言い難い数々の事情が認められる。

一方で、審査請求人においては不当な不利益処分を繰り返されることを通じて早期に個人情報の保護及び適正な情報公開を受ける権利を侵害されたものであるため、これに関与した京都労働局職員らの意思決定過程までも伏せられた状態とあっては、当該意思決定過程における故意または過失の有無を検討し、評価された責任の度合いに応じて法的措置を含めた適正な救済を受ける機会をも奪われる結果となる。

したがって、本件については開示することによる利益と不開示にすることによる利益を比較衡量した場合に前者が優先されるべきものであると判断し、令和７年９月１１日付け京労発基０９１１第４号記の２「不開示とした部分とその理由」欄について妥当であるかについて疑義が生じているため、原処分を審査請求にかからせることが相当であると判断した。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、令和７年７月１６日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法７６条１項の規定に基づき、別紙に記載する対象保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）について開示請求をした。

（２）処分庁は、これに対し、令和７年８月１２日付け京労発基０８１２第４号により開示決定等の期限の延長を行った上で、同年９月１１日付け京労発基０９１１第４号により一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人はこれを不服として、同年１２月８日付け（同月１１日受付）で本件審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部を新たに開示し、その余の部分については不開示を維持することが妥当である。

３　理由

（１）開示請求対象保有個人情報について

原処分の対象となった保有個人情報は、審査請求人が行った①令和６年特定月日Ｃ付け保有個人情報の開示請求、②令和６年特定月日Ｅ付け保有個人情報の利用停止請求（審査請求を含む）、③令和７年特定月日Ｉ付け行政文書の情報公開請求（審査請求を含む）の処理に関連して処分庁が取得、作成した行政文書一式に記録されたものである。

なお、当該行政文書一式は、審査請求人が開示請求書において明示的に記載した請求書、決定通知書に係る起案文書、裁決書謄本のほか、京都労働局の開示請求担当職員の電子メール、個人情報保護開示請求受付管理簿、情報公開開示請求等受付管理簿等で構成されている。

（２）不開示情報該当性について

処分庁は、別表の対象文書１ないし対象文書７に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）についてはその一部を不開示とし、その余の文書に記録された保有個人情報については全部開示を行っている。

ア　電子メール（対象文書１）

対象文書１は、令和６年特定月日Ｃ、審査請求人がオンラインにより保有個人情報の開示請求を行ったことを受けて、厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室の担当者から京都労働局の個人情報保護窓口に送付された電子メールである。

なお、オンラインによる地方支分部局等の長に対する開示請求の受付は、厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室にて行っており、厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室は、地方支分部局等の長に対する開示請求を受け付けた場合、該当する地方支分部局等個人情報保護窓口に対して、①オンラインで受け付けた「保有個人情報開示請求書」の原本、②帳票イメージ文書（スキャナーにより電子化したもの）を電子メール等により送付することとなっており、審査請求人から、令和６年特定月日Ｃ付け開示請求を受け付けた際、処分庁へ開示請求書、帳票イメージ文書（スキャナーにより電子化したもの）等について電子ファイルを回付し、電子ファイルの開封パスワードを電子メールにて連絡している。

処分庁が対象文書１で不開示とした箇所は、当該パスワードが記載された部分であって、当該パスワードは、開示されることにより、行政事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法７８条１項７号柱書きに該当し、審査請求人の知りうる情報とは認められないため不開示とすることが妥当である。

なお、処分庁においては、当該不開示箇所について、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから法７８条１項６号に該当するものとしているところ、諮問庁において当該不開示部分について確認したところ、上記のとおり、不開示情報の適用条項としては、法７８条１項７号柱書きが妥当であるため、適用条項を変更した上で、不開示を維持するものである。

イ　電子メール（対象文書２、３）

対象文書２は京都労働局特定課の担当者から特定労働基準監督署特定課長に対して該当する保有個人情報の送付を依頼した電子メール、対象文書３は特定労働基準監督署特定課長から該当する保有個人情報を送付した電子メールである。

処分庁が対象文書２及び対象文書３で不開示とした箇所には、電子メールに添付したファイルを開封するためのパスワード情報が記載されており、当該パスワード情報は、開示されることにより、京都労働局特定課と特定労働基準監督署との連絡において使用されるパスワードが無力化され、本来明かすべきではない情報が開示される等、行政事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法７８条１項７号柱書きに該当し、審査請求人の知りうる情報とは認められないため不開示とすることが妥当である。

なお、処分庁においては、当該不開示箇所について、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから法７８条１項６号に該当するものとしているところ、諮問庁において当該不開示部分について確認したところ、上記のとおり、不開示情報の適用条項としては、法７８条１項７号柱書きが妥当であるため、不開示情報の適用条項を変更した上で、不開示を維持するものである。

ウ　起案文書（対象文書４）

対象文書４は、令和６年特定月日Ｃ付け保有個人情報の開示請求を受けた処分庁において作成した「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」の起案文書である。

原処分においては、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから法７８条１項６号に該当するものとして一部不開示にしているところ、諮問庁において当該不開示部分について確認したところ、法７８条１項６号に該当するものではなかったため、新たに開示することが妥当である。

エ　電子メール（対象文書５）

対象文書５は、審査請求人がオンラインにより行政文書（保有個人情報の利用停止をしない旨決定した根拠、処分庁の人事記録及び京都労働局特定課の職員個人の人事記録）について、行政機関の保有

する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）４条１項の規定に基づいて行政文書の開示請求を行ったことを受けて、厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室の担当者から京都労働局の個人情報保護窓口に送付された電子メールである。

なお、オンラインによる地方支分部局等の長に対する開示請求の受付は、厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室にて行っており、同室は、地方支分部局等の長に対する開示請求を受け付けた場合、該当する地方支分部局等情報公開窓口に対して、①オンラインで受け付けた「行政文書開示請求書」の原本、②帳票イメージ文書（スキャナーにより電子化したもの）を電子メール等により送付することとなっており、審査請求人から、行政文書の開示請求を受け付けた際、処分庁へ開示請求書、帳票イメージ文書（スキャナーにより電子化したもの）等について電子ファイルを回付し、電子ファイルの開封パスワードを電子メールにて連絡している。

処分庁が対象文書５で不開示とした箇所は、当該パスワードが記載された部分であって、当該パスワードは、開示されることにより、行政事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法７８条１項７号柱書きに該当し、審査請求人の知りうる情報とは認められないため不開示とすることが妥当である。

なお、処分庁においては、当該不開示箇所について、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから法７８条１項６号に該当するものとしているところ、諮問庁において当該不開示部分について確認したところ、上記のとおり、不開示情報の適用条項としては、法７８条１項７号柱書きが妥当であるため、適用条項を変更した上で、不開示を維持するものである。

オ　令和６年度個人情報保護開示請求受付管理簿（対象文書６）及び令和６年度情報公開開示請求等受付管理簿（対象文書７）

対象文書６及び対象文書７はそれぞれ処分庁が令和６年度において法及び情報公開法に基づく開示請求等の事案を管理するために作成している行政文書である。

これらは、「監督課№」欄、「通番」欄、「暦年連番」欄、「総務受付年月日」欄、「受付番号」欄、「種別」欄、「請求者」欄、「関係事業場等」欄、「対象文書」欄、「担当」欄、「処理期限」欄、「処理区分」欄、「決定通知年月日」欄、「開示年月日」欄、「備考」欄があり、事案毎の情報が記載されている。

令和６年度個人情報保護開示請求受付管理簿には、審査請求人が処分庁に対して行った保有個人情報の開示請求情報について、令和６年度情報公開開示請求等受付管理簿には、審査請求人が処分庁に対して行った行政文書の開示請求情報が記載されているところ、これらが記載された行以外の行については、審査請求人に関する情報が含まれておらず、また、審査請求人が請求した事案に関連して担当官が取得・収集した情報も含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないものである。

なお、仮に、当該不開示箇所が審査請求人の個人情報に該当すると認められるとしても、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されており、法７８条１項２号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

以上から、令和６年度個人情報保護開示請求受付管理簿及び令和６年度情報公開開示請求等受付管理簿のうち、審査請求人に関する記載がある行以外の各行については不開示とすることが妥当である。

なお、原処分においては、令和６年度個人情報保護開示請求受付管理簿及び令和６年度情報公開開示請求等受付管理簿のうち、審査請求人が処分庁に対して行った開示等請求に関する記載以外の各欄とあわせて審査請求人が処分庁に対して行った開示請求等に関する行のうち「監督課№」欄、「通番」欄、「暦年連番」欄について、法７８条１項２号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことを理由に不開示としているが、上記のとおり、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないことを理由に変更し、不開示を維持する。

４　新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、対象文書４、対象文書６の①及び対象文書７の①については、法７８条１項各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

５　審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、要旨として「①審査請求人は、過去に、処分庁が行った審査請求人に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定に対する審査請求が、諮問庁において、情報公開・個人情報保護審査会への諮問を経ずに、利用停止請求に理由があると認められることから、原処分を取り消し、利用停止することが適当であると裁決されたこと等、審査請求により処分庁による決定が変更される等により、原処分により開示された一連の文書が、京都労働局職員らにより、公正中立な立場の下に誠実な事務処理を経て作成されたものと信ずることが困難と言わざるをえない状況にあること、②原処分において、行政内部の意思形成過程に関す

る情報が含まれている部分に関して、開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして、法７８条１項６号に該当するため不開示とした部分について、京都労働局職員らによる「意思決定の中立性」は機能されているとは言い難く、不開示であることで、当該意思決定過程における故意または過失の有無を検討し、評価された責任の度合いに応じて法的措置を含めた適正な救済を受ける機会をも奪われることから、開示することによる利益が不開示とする利益より優先されるべきであること」から原処分において不開示とした部分及びその理由が妥当であるか疑義があると主張しているところ、上記３（２）で述べたとおり、諮問庁において改めて対象保有個人情報ごとに、法に基づいて、不開示情報該当性を検討したものである。

６　結論

よって、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記４に掲げる部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示理由を変更し、法７８条１項７号柱書き又は保有個人情報非該当とした上で、不開示を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年３月１０日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同月３０日　　審議
④　同年１０月１５日　　本件対象保有個人情報の見分及び審議
⑤　同月２６日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、請求に対応する保有個人情報が記録された各文書を特定し、対象文書１ないし対象文書７に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）についてはその一部を法７８条１項２号及び６号に該当するとして不開示とし、その余の文書に記録された保有個人情報については全部開示とする原処分を行った。

審査請求人は、法７８条１項６号に該当するとして不開示とされた部分は開示すべきであるとして原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、不開示とされた部分のうち一部は開示し、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）のうち、対象文書１ないし対象文書３及び対象文書５に係る部分は、適用条項を同項７号柱書きに変更し、対象文書６及び対象文書７に係る部分は、審査請求人を本人とする保有個人情

報には該当しないとして、いずれも不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性及び審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について検討する。

2　対象文書１ないし対象文書３及び対象文書５の本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

当該部分は、電子メールの添付ファイルに付されたパスワードに関する情報であり、諮問庁は法７８条１項７号柱書きに該当する旨説明する。

当該情報は、一般に公にされる性質のものであるとは認められず、これを公にした場合、情報漏えいのリスクが生じないとはいい難く、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3　対象文書６及び対象文書７の本件不開示維持部分の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

対象文書６及び対象文書７は、諮問庁が説明するとおり、処分庁が法及び情報公開法に基づく開示請求等の事案を管理するために作成している文書であって、行ごとに各請求事案に関する情報が記載されたものであると認められる。

また、当該各文書において、文書の表題、表の様式等といった、全ての開示請求等の事案に共通の情報が記載された部分は原処分において開示されており、審査請求人が行った開示請求等の事案に関する情報が記載された行において不開示とされていた部分は開示する旨諮問庁が説明することから、本件不開示維持部分は、いずれも、審査請求人以外の者が行った開示請求等の事案に関する情報が記載された部分であると認められる。

法が開示請求対象として予定するのは、「自己を本人とする保有個人情報」のみである。当該部分に記録された情報は、審査請求人以外の請求者に係る情報であって、審査請求人を識別することができる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、法７６条１項に規定する「自己を本人とする保有個人情報」に該当するとは認められず、原処分においてこれを不開示としたことは結論において妥当である。

4　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法７８条１項２号及び６号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求

人が開示すべきとし、諮問庁が同項７号柱書きに該当する、又は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当する、又は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙（本件請求保有個人情報）

下記の行政文書であって、記の②後段を除き、本件請求に係る処分決定日時点で最新の内容のもの

記

令和３年特定月日Ａから令和５年特定月日Ｂまでの間に京都労働局職員であった審査請求人が、令和６年特定月日Ｃ、処分庁あて行った、法の規定に基づく開示請求書（特定番号ａ）及び、同請求の処理に関連して京都労働局において取得、作成した行政文書の一切であって、当然に以下①～⑩の情報を含むもの。

① 令和６年特定月日Ｃ付け特定番号ａ及び同請求の処理のため京都労働局において取得・作成した行政文書の一切

② 令和６年特定月日Ｄ付け特定番号ｂ（同文書発出に係る処理経過、検討過程、起案、決裁文書等の関連文書の一切を含む。）及び開示文書（墨消し等による保有個人情報利用停止（消去）処理の状況にかかわらず、本件請求受理日時点の状態のもの。）

③ 令和６年特定月日Ｅ付け（特定日Ｆ付け受理）特定番号ｃ及び同請求の処理のため京都労働局において取得・作成した行政文書の一切

④ 令和６年特定月日Ｇ付け特定番号ｄ（同文書発出に係る処理経過、検討過程、起案、決裁文書等の関連文書の一切を含む。）

⑤ 令和７年特定月日Ｈ付け特定番号ｅ（同文書発出に係る処理経過、検討過程、起案、決裁文書等の関連文書の一切を含む。）

⑥ 令和７年特定月日Ｉ付け特定番号ｆ及び同請求の処理のため京都労働局において取得・作成した行政文書の一切

⑦ 令和７年特定月日Ｊ付け特定番号ｇ（同文書発出に係る処理経過、検討過程、起案、決裁文書等の関連文書の一切を含む。）

⑧ 令和７年特定月日Ｋ付け特定番号ｈ（同文書発出に係る処理経過、検討過程、起案、決裁文書等の関連文書の一切を含む。）

⑨ 令和７年特定月日Ｌ付け特定番号ｉ（同文書発出に係る処理経過、検討過程、起案、決裁文書等の関連文書の一切を含む。）

⑩ 厚生労働大臣から処分庁あて送付を受けた特定番号ｊ、特定番号ｋの謄本及び京都労働局における同文書の受理及び事後対応に係る処理経過、検討過程、起案、決裁文書等の関連文書の一切

別表

対象文書		不開示部分	不開示条項等
文書番号	文書名		
1	電子メール	９頁目メール本文４行目１２文字目ないし２２文字目	法７８条１項７号柱書き
2	電子メール	１３頁目メール本文７行目４文字目ないし９文字目	法７８条１項７号柱書き
3	電子メール	１７頁目メール本文５行目８文字目ないし１３文字目、１８頁目メール本文３行目４文字目ないし９文字目	法７８条１項７号柱書き
4	起案文書	２５頁目「伺い文（別紙）」欄１１行目１文字目ないし３５文字目	新たに開示
5	電子メール	１１６頁目メール本文５行目１文字目ないし１１文字目	法７８条１項７号柱書き
6	令和６年度個人情報保護開示請求受付管理簿	①「監督課№」欄（５行目及び８行目）、「通番」欄（５行目及び８行目）及び「暦年連番」欄（５行目及び８行目）	新たに開示
		②「監督課№」欄（５行目及び８行目を除く。）、「通番」欄（５行目及び８行目を除く。）、「暦年連番」欄（５行目及び８行目を除く。）、「総務受付年月日」欄（５行目及び８行目を除く。）、「受付番号」欄（５行目及び８行目を除く。）、「種別」欄（５行目及び８行目を除く。）、「請求者」欄（５行目及び８行目を除く。）、「関係事業場」欄（５行目及び８行目を除く。）、「対象文書」欄（５行目及び８行目を除く。）、「担当」欄（５行目及び８行目を除く。）、「処理期限」欄（５行目及び８行目を除く。）、「処理区分」欄（５行目及び８行目を除く。）、「決定通知年月日」欄（５行目及び８行目を除く。）、「開示年月日」欄（５行目及び８行目を除く。）、「備	保有個人情報非該当

		考」欄（５行目及び８行目を除く。）	
7	令和６年度情報公開開示請求等受付管理簿	①「監督課№」欄（６行目）、「通番」欄（６行目）及び「暦年連番」欄（６行目）	新たに開示
		②「監督課№」欄（６行目を除く。）、「通番」欄（６行目を除く。）、「暦年連番」欄（６行目を除く。）、「総務受付年月日」欄（６行目を除く。）、「受付番号」欄（６行目を除く。）、「種別」欄（６行目を除く。）、「請求者」欄（６行目を除く。）、「関係事業場」欄（６行目を除く。）、「対象文書」欄（６行目を除く。）、「担当」欄（６行目を除く。）、「処理期限」欄（６行目を除く。）、「処理区分」欄（６行目を除く。）、「決定通知年月日」欄（６行目を除く。）、「開示年月日」欄（６行目を除く。）、「備考」欄（６行目を除く。）	保有個人情報非該当